

阿見町 農業委員会だより

第7号

発行者

阿見町農業委員会

編集者 編集委員会

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話：029-888-1111 / E-mail:nogyojimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp

集まれ！！次世代を担う農業者たち！

新規就農者をご紹介します！！



青山哲也さん

令和2年6月認定新規就農者
浮島の高木さんご指導の研修後、昨年5月から、レンコン栽培に取り組んでいます。少しでもより良いレンコンを栽培できるよう、元気に頑張っています。



田崎曉臣さん

野口裕司推進委員のもと、レンコンの研修を行っています
3月で研修も終え、いよいよ4月から自分の田んぼでレンコン栽培を始めます。頑張ります！



山口修司さん

令和2年6月認定新規就農者
そば、イモ類の作物づくりに取り組んでいます。新たに麦づくりもはじめていて、どのように作業するかいろいろ考えているところです。阿見の耕作地をどんどん増やしていきたいと思っています。

令和 3 年度農作業標準賃金表

1.標準賃金

作業名	賃金	単位	摘要
ブラウ耕起(田・畑)	6,500 円	10a	
田耕起 (0-刈-)	5,000 円	10a	
代掻	7,000 円	10a	
耕起～代掻	12,000 円	10a	
畦塗り	35 円	1m 当たり	
育苗 (箱苗)	750 円	1 箱	硬化苗
育苗～田植 (苗込)	20,000 円	10a	苗持込

作業名	賃金	単位	摘要
刈取～乾燥・調整	35,000 円	10a	"刈取～袋詰めまで倒伏等の条件により割増とする"
乾燥・調整	2,000 円	60kg	生乾燥～袋詰めまで
籾摺り	600 円	60kg	玄米 60kg 当たり
全利用 (田)	67,000 円	10a	苗持込
畑耕起 (0-刈-・フ ライ)	5,000 円	10a	
畑除草 (バロネス)	10,000 円	10a	条件により割増とする

※燃料費等は、請負者 負担とする

2.農作業臨時雇用標準賃金

作 業 名	賃 金	単 位
田植	7,000 円	1 人あたり 8 時間
田植除草	7,000 円	
稲刈	7,000 円	
その他農作業	7,000 円	

農地の貸借情報

令和 2 年中に設定された農地の貸借情報です。使用貸借は無償、賃貸借は有償の貸借です。

○農地の貸借数

(単位:筆)

田	使用貸借	賃貸借
利用権の設定	46	82
農地中間管理事業	1	17
農地法第 3 条	0	0
合 計	47	99

畑	使用貸借	賃貸借
利用権の設定	142	46
農地中間管理事業	45	73
農地法第 3 条	0	4
合 計	187	123

農地の貸借の種類

利用権設定

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借方法です。

貸借の期間が満了すると自動解約となりますが、農地の貸し手と借り手が引き続き貸借を希望する場合は、再設定 (更新) することができます。

農地中間管理事業

農地中間管理機構 (県農林振興公社) を仲介とした農地の貸借方法です。貸借の設定期間は原則 10 年以上となります。

農地法第 3 条

農地法に基づく農地の貸借方法です。主に農業者年金の経営移譲年金を受給するために利用されるため、ほとんどが親子間の貸借となっています。

中間管理事業特例事業（売買）について

これまで町における農地の売買は、農地法第3条許可による所有権移転がほとんどでしたが、一定の条件を満たした場合、農地中間管理事業が行う特例事業（売買）を推奨しています。本事業の要件・メリットについてご紹介します。

適用要件は

- ①農業振興地域・農用地区域内の農地
 - ②買受人が主として農業経営に従事
 - ③買受人の農地取得後経営面積が基準面積以上
- ※阿見町の経営基準面積は 1.96ha

メリットは

- ①公益団体である公社が間に入ることでの安心感
- ②届出・許可申請・登記手続き等は公社
- ③譲渡所得税の控除(最大 800 万円まで)

令和2年度の売買実績

売渡人数：3人
買受人数：3人
件数：3件
筆数：6筆
面積：9,763㎡

※手数料として、売渡人及び買受人ともに、土地代金の2.5%を公社に対して支払います。

農地利用状況調査（農地法第30条）・農地利用意向調査（農地法第32条）

農地法第30条に基づき、毎年1回農地の利用状況について、町内の全農地を対象に調査を実施しています。

調査の結果、農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対し、今後の貸付意向等を調査します。

利用状況調査の際に、農業委員・農地利用最適化推進委員・町職員が農地に立ち入る場合がございます。また、意向調査が農業委員会から送付された場合は、ご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

農地転用には許可が必要です、許可後事業が完了した際は地目変更を忘れずに！

農地を農地以外として利用する場合は、農地転用の許可が必要となります（市街化区域については、届出する必要があります）。一時的な転用であっても許可（届出）の対象となります。許可を受けずに農地からの転用行為を行った場合は、農地法違反により、罰則の適用もありますのでご注意ください。

許可申請については、農業委員会の総会に諮ることとなりますので、右記の日程にご注意ください（届出は随時受付しています）。

また、許可事業が完了した際は、法務局にて地目変更の手続きを忘れずに行ってください。

資材置場
イラスト

駐車場の
イラスト

建物の
イラスト

総会等の日程

毎月21日から25日

●現地調査 毎月9日

●総会 毎月10日

※土・日・祝日と重なる場合は前後します。

農地を相続した場合 届出が必要です

相続等により農地を取得した場合は、農業委員会にその旨の届出が必要となります。

また、農地を相続したけれども、耕作を行うことが難しい場合等については、農業委員会へご相談ください。

畑の土ぼこりを減らしましょう！

毎年、春先になると強風が生じ、畑からの土ぼこりが通行人や近隣の住宅を悩ませています。農業委員会では、畑からの土ぼこりを減少させるために麦の種を無料配布しています。6月に申込の受付を行っていますので、ぜひご利用ください。

農業者年金に加入しましょう！！

■農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局またはお近くのJAまで

農業者年金は、農業者だけが加入でき、安定した老後生活に備えるため、国民年金に上乗せした公的な年金制度です。ぜひ、ご加入をご検討ください。

☆加入条件はこれだけ

- ①国民年金の第1号被保険者 ②20歳以上60歳未満の方 ③年間60日以上農業に従事する方

☆農業者年金のメリット

- ①農業者だけが加入できます。 ②自分で積み立てる安心の積立方式です。 ③保険料は月額2万円から6万7千円の間で千円単位に自由に選択することができます。 ④80歳までの保証が付いた終身年金です。 ⑤納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。 ⑥認定農業者などを対象に保険料の国庫補助があります。

全国農業新聞を購読しましょう

購読料：月700円（送料、税込） 月4回金曜日発行

お申込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員
または農業委員会事務局までご連絡ください。



農業体験(ジャガイモ掘り)を実施しました！

農業委員会では、毎年、子どもたちを対象とした農業体験事業を実施しています！写真は昨年6月に実施したジャガイモ（品種：とうや）掘りの様子です。



さくら保育園からかわいいお礼状をいただきました



阿見サンクラブ

次世代の農業を担う若手の農業後継者や新規就農者が集まった団体です。仲間同士の交流や情報交換などをもとに、お互いに農業経営のサポートを行っています。

まいあみまつり、さわやかフェア等のイベントへの出店、子どもたちへのサツマイモ掘り体験の提供など様々な活動を行っています。

興味のある人、入会を希望する人、農業委員会事務局までご連絡ください。

阿見サンクラブでもサツマイモ掘り体験を昨年10月に実施しました



編集後記

令和二年度もコロナ禍の中で多くの活動などが制限された一年でした。

年度当初に計画していた行事についても残念ながら中止や縮小しての実施となりました。定例の農業委員会総会についても苦心して参加人数を半減して実施した時もありました。

昨年度以上に慌ただしい一年となりましたが、二月に訪問した新規就農者の方々のひたむきな姿を目の当たりして新たな希望がわいてきました。

【お問合せ先】

阿見町農業委員会事務局

☎029-888-1111

内線 186



編集委員会

委員長

小泉 治久

委員

藤平 清子

小松崎 秀昭